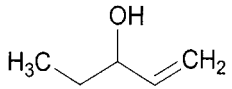
第2添加物の部D成分規格・保存基準各条の項2―ペンタノールの目の次に次の一目を加える。

1－ペンテン－3－オール

1－Penten－3－ol



$C_5H_{10}O$　　分子量　86.13

Pent－1－en－3－ol　［616―25―1］

含　　量　本品は，1－ペンテン－3－オール（$C_5H_{10}O$）98.0%以上を含む。

性　　状　本品は，無色透明な液体で，特有のにおいがある。

確認試験　本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し，本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき，同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験　⑴　屈折率　n_D^{20}＝1.419～1.427

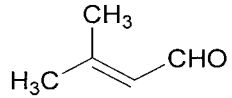
⑵　比重　d_{25}^{25}＝0.834～0.840

定量法　香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件⑵により定量する。

第2添加物の部D成分規格・保存基準各条の項2―メチルブチルアルデヒドの目の次に次の二目を加える。

3－メチル－2－ブテナール

3－Methyl－2－butenal



C_5H_8O　　分子量　84.12

3－Methylbut－2－enal　［107―86―8］

含　　量　本品は，3－メチル－2－ブテナール（C_5H_8O）97.0%以上を含む。

性　　状　本品は，無色透明な液体で，特有のにおいがある。

確認試験　本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し，本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき，同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験　⑴　屈折率　n_D^{20}＝1.458～1.464

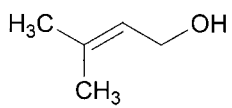
⑵　比重　d_{25}^{25}＝0.870～0.875

⑶　酸価　5.0以下（香料試験法）

定量法　香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件⑵により定量する。ただし，カラムは，内径0.25～0.53㎜，長さ30～60mのケイ酸ガラス製の細管に，ガスクロマトグラフィー用ポリエチレングリコールを0.25～1μmの厚さで被覆したものを使用する。

3－メチル－2－ブテノール

3－Methyl－2－butenol



$C_5H_{10}O$　　分子量　86.13

3－Methylbut－2－en－1－ol　［556―82―1］

含　　量　本品は，3－メチル－2－ブテノール（$C_5H_{10}O$）98.5%以上を含む。

性　　状　本品は，無色透明な液体で，特有のにおいがある。

確認試験　本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し，本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき，同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験　⑴　屈折率　n_D^{20}＝1.438～1.448

⑵　比重　d_{25}^{25}＝0.855～0.863

⑶　酸価　1.0以下（香料試験法）

定量法　香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件⑵により定量する。ただし，カラムは，内径0.25～0.53㎜，長さ30～60mのケイ酸ガラス製の細管に，ガスクロマトグラフィー用ポリエチレングリコールを0.25～1μmの厚さで被覆したものを使用する。

第2添加物の部F使用基準の項ピペロニルブトキシドの目の次に次の一目を加える。

ピラジン

ピラジンは，着香の目的以外に使用してはならない。

第2添加物の部F使用基準の項2―ペンタノールの目の次に次の一目を加える。

1－ペンテン－3－オール

1－ペンテン－3－オールは，着香の目的以外に使用してはならない。

第2添加物の部F使用基準の項2―メチルブチルアルデヒドの目の次に次の二目を加える。

3－メチル－2－ブテナール

3－メチル－2－ブテナールは，着香の目的以外に使用してはならない。

3－メチル－2－ブテノール

3－メチル－2－ブテノールは，着香の目的以外に使用してはならない。

○農林水産省告示第千三百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年七月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　⑴　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡智頭町大字大呂字ネギ右平ラ八〇七、大字市瀬字圓城谷口二三〇二、字宮ノ谷三〇〇二、三〇一三、三〇一四、字円城谷三一四二、三一九三の四

⑵　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

⑶　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

⑵⑴　主伐に係る伐採種は、定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

⑶　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　⑴　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡智頭町大字口宇波字大ヶ谷五四九の一から五四九の三まで、五三の二、五五三の三、字ヒル迫五六二の一、五六二の二、五六二の五、五六二の九、五六三の一、五六三の四、字下モ小谷六八五の一、六八五の二、六八七の一、字松ジガ迫六九七の一、六九七の二、六九七の八、大字大呂字日向猫畑六八〇の六、字蔭猫畑六八六の一、六八六の三から六八六の八まで、六八六九、六九〇、六九二の一、六九二の二、六九四、六九五、六九七、六九七の一、六九七の二、七〇〇の一、七〇〇の三、大字奥本字クジヤ谷七〇二の八、大字西野字汁兼一〇一一、一〇二二、大字市瀬字家ノ下三二〇六の一、三二〇七